

屋外広告物アンケート調査結果（事業者）

屋外広告物による良好な景観形成推進のため、市内に設置されている看板に対する市内事業者の意識調査を行った。

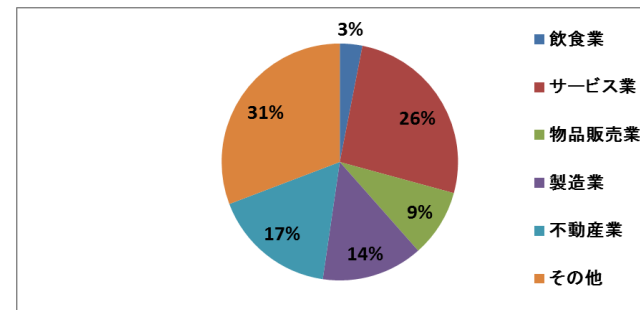
アンケートは市内事業者を対象として無作為に 200 事業所にアンケート票を発送し、有効回答 65 件を得た（回答率 32.5%）。

【アンケート結果】

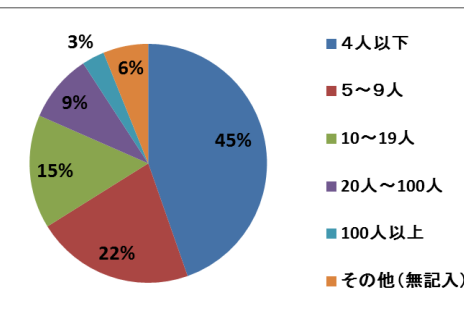
○事業所の属性

- ・業態では飲食業、不動産、製造業、販売業の順である。
- ・規模では「4人以下」が大半を占め、以下「5～9人」、「10～19人」の順である。100人を超える規模は少ない。

■業態



■規模



○屋外広告物設置に関する理解

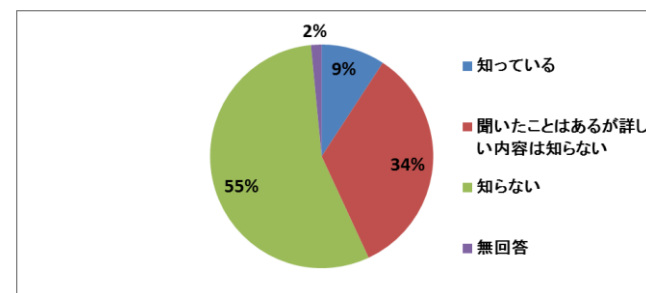
■大阪府屋外広告条例の存在について

- ・「知っている」との回答は9%で、大半は「知らない」との回答であった。

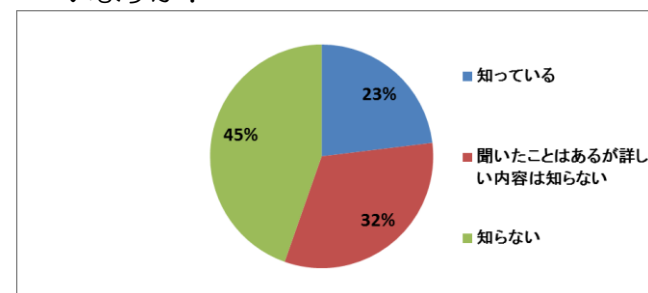
■看板設置に許可が要ることについて

- ・看板設置に許可が要ることについても「知らない」と回答の回答は約半数となっており、看板設置に関する規制や許可についての理解は少ない結果となっている。

■大阪府屋外広告物条例を知っていますか？



■看板を設置する場合、許可が要ることを知っていますか？



○屋外広告物設置の現状

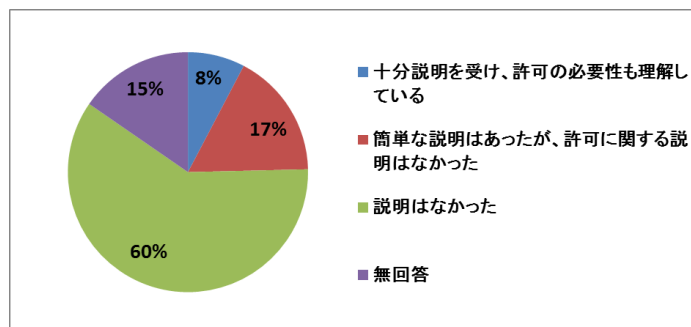
■看板業者からの屋外広告条例に関する説明の有無

- ・「十分な説明を受け、許可の必要性も理解している」との回答はわずか 8%で、大半は「説明はなかった」との回答であった。

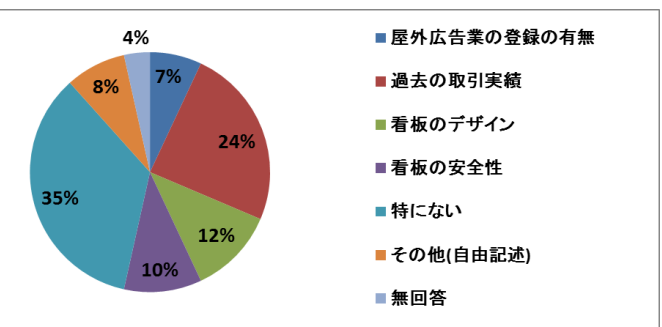
■看板業者の選定条件

- ・「特にない」とする回答が目立っており、次いで「過去の取引実績」の順となっている。デザインや安全性を考慮する回答は少なくなっている。

■看板設置を看板業者に依頼した際、屋外広告条例に関する説明を受けましたか？



■看板を発注する際の選定条件は？（複数回答可）



■その他の自由意見

- ・看板設置の予定はない。
- ・知人
- ・得意先任せ
- ・看板を出す必要が無いので業者にはお断りしています。

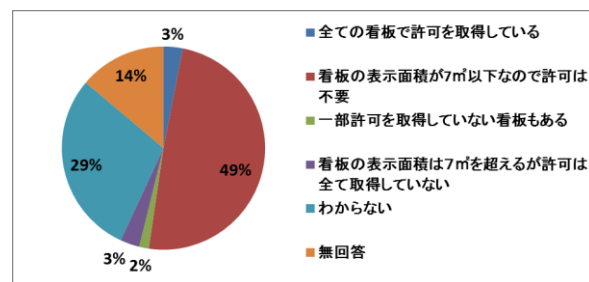
■事業所内自家用看板

- ・「全て許可を取得している」、「7㎡以下のため許可は不要」と条件をクリアしている回答は51%と半数を超えており、一方「一部許可を取得していない」、「全て許可を取得していない」との回答は5%となっている。
- ・また許可が必要かどうか理解していない事業所は29%となっている。

■道路沿い看板

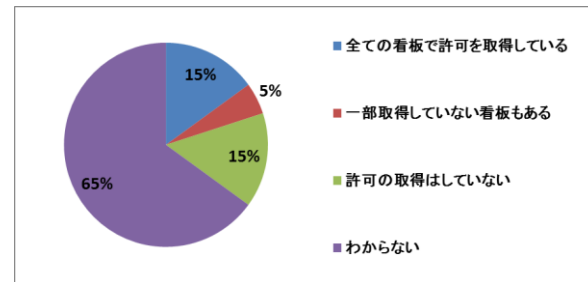
- ・道路沿い案内看板になると許可を得ていない事業者の構成比はさらに高くなり「一部取得していない」、「許可の取得はしていない」の回答は20%となる。また「わからない」との回答も65%となっている。

■事業所内に設置されている自家用の看板は許可を得ていますか？（看板の合計面積が7㎡を超えると許可が必要です）



■道路沿いに案内看板を設置している事業者さんにお聞きます。その看板は許可を得ていますか？（案内看板の場合、面積にかかわらず許可が必要です）

※回答事業者数：20 事業所



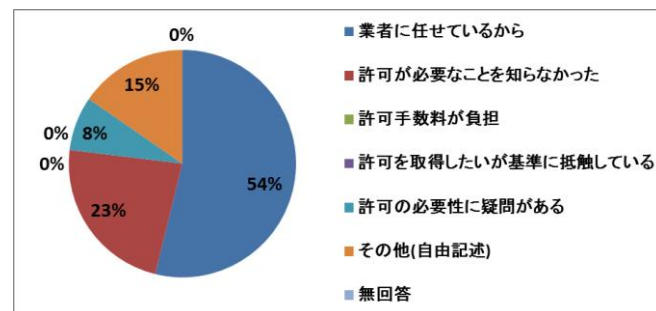
■許可を受けていない理由

- ・「業者に任せているから」、が大半であり、次いで「必要なことを知らなかった」の順となっている。

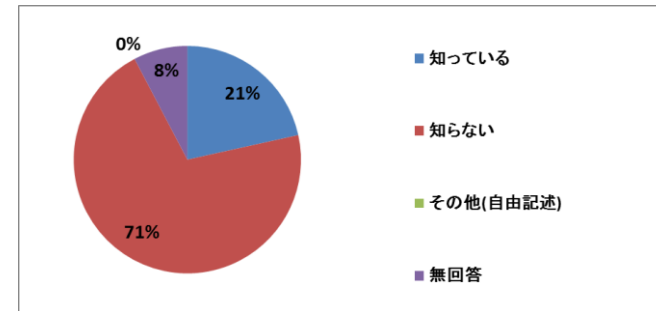
■罰則規定に関する理解

- ・「知っている」は21%で、「知らない」が大半である。

■許可を受けていない理由はなんですか？



■許可を得ずに看板を設置した場合、罰金や企業名公表など罰則が課せられることを知っていましたか？



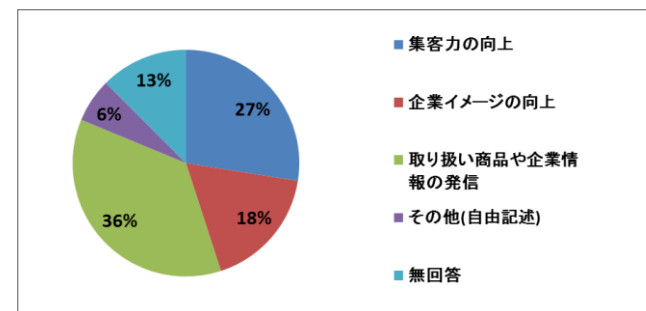
■看板設置に求める効果

- ・「取扱商品や企業情報の発信」、「集客力の向上」、「企業イメージの向上」の順となっている。

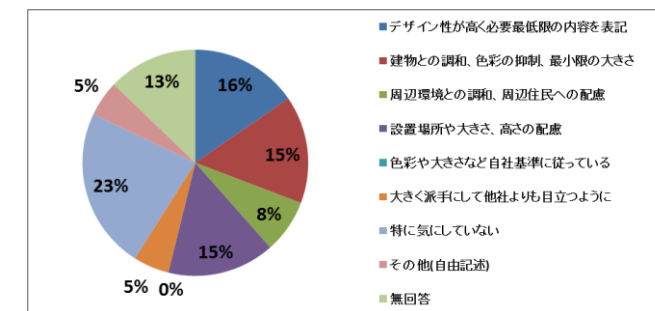
■看板効果を引き出すために重要視していること

- ・「デザイン性・最低限の内容表記」、「建物との調和」、「設置場所や大きさ・高さの配慮」などデザインや周辺との調和を配慮する回答もある一方で、「特に気にしていない」も23%となっている。

■看板を設置する際どのような効果を求めていますか？（複数回答可）



■看板の効果を最大限に引き出すために重要視していることはなんですか？（複数回答可）



○自由回答

○規制・誘導の強化

- ・条例でなく法律で規制するべきです。
- ・看板には町づくりの考え方に沿った品が必要。LEDの技術等で明るく目立つようになっているが、品がなく、景観を台無しにしていることも多い。市は治水公園の整備等、30年前から住む者として、努力されていると思う。看板とはいえ、景観上重要だから是非、街並みづくりの観点からのガイドラインのレベルアップをすべきです。
- ・駅周辺は特に調和に留意して欲しい。道路にはみ出している看板等は強制撤去できる条例を作って取り締まる。

○条例の理解・周知

- ・大阪府屋外広告物条例については、全く知らなかったし、又、看板業者からも、そんな条例があるとは全く聞かされていない。府並びに市が、看板業者にまず、しっかりとした指導をすべきと思う。
- ・派手なネオンサインのスーパーがあるので、あれ以上の看板でなければ問題はないかと思ってました。

○その他

- ・看板の不要な事業所にアンケートしても意味ないのでは？業種を選ぶべきでは。
- ・過大広告や内容が解らない広告が有るように思われる。又、特に公的指定がさも優秀かと言うコメントがみられるが、大半は疑わしい点が多い気がすると思います。
- ・車両の通行に支障ないように・歩行者の安全確保・美観に注意。